

## 児童扶養手当・特別児童扶養手当を受けている方へ

◆問い合わせ先 町民課 保健福祉係 ☎ 0242-74-1215



児童扶養手当現況届、特別児童扶養手当所得状況届について、受給資格のある方（支給停止中の方を含む）へ7月末に書類を郵送いたしました。内容をご確認の上必要事項を記入し、添付書類を添えて下記の各受付期間に町民課保健福祉係まで提出ください。提出がない場合には、児童扶養手当は11月からの手当が、特別児童扶養手当は8月からの手当が支給されませんので、ご注意ください。

なお、提出に関して、受給者本人の面談がありますので、事前に電話予約をしてから来庁してください。

※未提出のまま2年が経過すると、時効となり受給資格が消滅します。

※書類と各種添付物がそろっていない場合は、再度来庁していただきますので、ご確認の上、提出ください。

### ○児童扶養手当現況届受付期間

令和7年8月 1日（金）～8月29日（金）※土日祝日を除く

### ○特別児童扶養手当所得状況届受付期間

令和7年8月12日（火）～9月11日（木）※土日祝日を除く

※受付期間がそれぞれ異なりますのでご注意ください。



## 9月9日は救急の日です

## 猪苗代消防署磐梯出張所からのお知らせ

☎ 0242-73-3100

「救急の日」とは

救急業務及び救急医療に対する正しい理解と認識を深めていただくとともに、救急医療関係者の意識の高揚をはかることを目的に、毎年9月9日を「救急の日」とし、この日を含む1週間を「救急医療週間」としています。

救急の日にちなんで知っていただきたいこと

119番通報で何を伝えればよいのでしょうか？

1分1秒を争うなか本当に大切なことを伝えられるのでしょうか？

あわてずに、落ち着いて次のことを知らせましょう。



### <電話が通じたら>

- ①「救急」と「火事」の区別
- ②来てほしい場所の住所とその目標の建物（自宅の電話口に住所等を書いておくとう便利です）
- ③事故や病気の種類
- ④傷者・病者の“人数、年齢、性別”
- ⑤傷者・病者の“状態（意識の有無・呼吸の有無など）”
- ⑥持病があればその病名、かかりつけの病院

### <救急車が到着するまでの間にすること>

- ①救急車が到着するまで必要な応急手当を続ける。  
（119番で必要な応急手当を指導してくれます。）
- ②場所が分かりにくい時は、目標となる所まで案内人を立て、夜間には懐中電灯を振るなどして合図する。
- ③保険証やかかりつけの病院の受診カード（診察券）、お薬手帳を準備する。

最後に救急車が到着したら、救急隊員に傷病者の容態や行った応急手当の内容を伝え、救急隊の指示や要請にご協力ください。